

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 縿 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 屬 機 関 の 長

殿

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

警察庁丙刑企発第50号、丙搜一発第7号
令 和 4 年 6 月 1 7 日
警 察 庁 刑 事 局 長

刑法等の一部を改正する法律の公布について（通達）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）が、本日、別添1（新旧対照条文については、別添2）のとおり公布された。本改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるなどするものである。

第2 改正の要点

1 処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

(1) 拘禁刑の創設（刑法（明治40年法律第45号。以下「法」という。）第9条、第12条関係）

懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるここととする。

(2) 刑の執行猶予制度の拡充等（法第25条、第27条及び第27条の7等関係）

再度の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大するとともに、猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となつたときにおいても、猶予された当初の刑を執行することとする。

(3) 施設内・社会内処遇の一層の充実化等（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、更生保護法（平成19年法律第88号）等関係）

刑事施設の長や保護観察所の長は、被害者等から申出があったときは、その心情等を聴取することとし、これを矯正処遇や保護観察にいかすこととするなどする。

2 侮辱罪の法定刑引上げ（法第231条関係）

侮辱罪の法定刑について、現行の「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる。

第3 施行期日（改正法附則第1項関係）

1 第2の1について

公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日等から施行する。

2 第2の2について

公布の日から起算して20日を経過した日（令和4年7月7日）から施行する。

第4 検証（改正法附則第3項）

改正法による改正後の法第231条の規定の施行後3年を経過したときは、同条の規定の施行の状況について、インターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができるかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になつていいかどうか等の観点から検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5 附帯決議

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別添3の、参議院法務委員会において別添4の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏まえた対応に努められたい。

刑法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十七号

刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百三十二条中「拘留又は科料」を「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改める。

第二条 刑法の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項ただし書を削る。

第十二条の見出しを「拘禁刑」に改め、同条第一項中「懲役は、無期」を「拘禁刑は、無期」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

第十二条に次の二項を加える。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行ふことができる。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条の見出しを「有期拘禁刑の加減の限度」に改め、同条第一項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行ふことができる。

第二十五条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に、「一年以下の懲役又は禁錮」を「一年以下の拘禁刑」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて」を加える。

第二十六条各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の第二号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の三中「禁錮以上の刑の」を「拘禁刑の」に、「禁錮以上の刑に」を「拘禁刑」(次条第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。次条第六項、第二十七条の六及び第二十七条の七第六項において同じ。)に改める。

- 第二十七条に次の五項を加える。
- 2 前項の規定にかかるらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）引続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。
- 3 前項前段の規定にかかるらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。
- 一 第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定
- 二 人の資格に関する法令の規定
- 4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。
- 5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。
- 6 前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。
- 7 第二十七条の六中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。
- 第二十七条の六中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の五項を加える。
- 2 前項の規定にかかるらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）前項前段の規定による減輕がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなす。
- 3 前項前段の規定にかかるらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第一項前段の規定による減輕がされ、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。
- 一 第二十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十七条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第二十七条の四、第二十七条の五、第三十四条の二並びに第五十六条第二項の規定
- 二 人の資格に関する法令の規定
- 4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。
- 5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。
- 6 前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。
- 7 第二十八条第一号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第三十二条第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二号中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。
- 第三十四条の二第一項及び第四十五条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第四十六条第二項中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。
- 第四十七条の見出しを「有期拘禁刑の加重」に改め、同条中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。
- 第五十一条第一項ただし書中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。
- 第五十六条第一項中「懲役に処せられた」を「拘禁刑に処せられた」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役に当たる罪と同質の罪により」を削り、「により懲役」を「により拘禁刑」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項を削る。
- 第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第六十八条第一号中「無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮」を「無期又は十年以上の拘禁刑」に改め、同条第二号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三号中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項を削る。
- 第七十条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第七十七条第一項第一号中「無期禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号及び第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第七十八条及び第七十九条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第八十二条、第八十八条及び第九十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第九十三条及び第九十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第九十五条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第九十六条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第九十六条の四、第九十六条の五、第九十六条の六第一項、第九十七条から第一百一条までの規定、第一百三条、第一百四条及び第一百五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百零一条第一号及び第二号並びに第一百七条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百零六条第一号及び第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百八条第一項、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百十条、第一百一条、第一百十三条及び第一百十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百七条の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百八十六条第一項、第一百十九条、第一百二十条第一項及び第一百二十一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百二十四条第一項中「閉塞して」を「閉塞して」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- 第一百三十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百二十五条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。
第一百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第一百二十九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第一百三十三条、第一百三十四条第一項、第一百三十六条から第百四十四条までの規定及び第一百四十二条から第百四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百四十六条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。
第一百四十七条及び第一百四十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百四十九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。
第一百五十三条、第一百五十四条第一項、第一百五十五条第一項及び第三項、第一百五十七

条第一項及び第二項並びに第一百五十九条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第一百五十五条第一項及び第三項、第一百五十九条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百六十二条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第一百六十三条、第一百六十四条第一項、第一百六十五条第一項、第一百六十六条第一項、第一百六十七条第一項、第一百六十八条の二第一項、第一百六十九条の三、第一百七十二条、第一百七十四条、第一百七十五条第一項及び第一百七十

六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第一百六十四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第一百六十五条第一項、第一百六十六条第一項、第一百六十七条第一項、第一百六十八条の二第一項、第一百六十九条の三、第一百七十二条、第一百七十四条、第一百七十五条第一項及び第一百七十

六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第一百六十七条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第一百八十二条、第一百八十四条、第一百八十六条並びに第一百八十七条第一項及び第二

項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百八十八条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百八十九条から第一百九十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百九十三条、第一百九十四条及び第一百九十五条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第一百九十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」

を「拘禁刑」に改める。

第一百九十七条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第一百九十七条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘

禁刑」に改める。

第一百九十七条の三第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第五号中「懲役

を「拘禁刑」に改める。

第一百九十七条の四、第一百九十八条、第一百九十九条及び第二百一条中「懲役」を「拘禁刑」に改め

る。

第二百二十二条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十五条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百五十六条、第二百八条及び第二百八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条の二第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十六条の二第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十六条の三中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十七条第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十八条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十条の見出しを「(名譽毀損)」に改め、同条第一項中「毀損した」を「毀損した」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十三条、第二百三十四条の二第一項、第二百三十五条及び第二百三十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十条中「の懲役」を「の拘禁刑」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百四十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百四十六条第一項、第二百四十六条の二から第二百四十八条までの規定、第二百四十九条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五六条、第二百五十八条から第二百六十一条までの規定及び第二百六十二条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の五中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第八十九条第一号及び第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、「死刑に当たるもの」を除く。」を削り、同項第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第六号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百十条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に、「充分な」を「十分な」に改める。

第二百五十条第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、「死刑に当たるもの」を除く。」を削り、同項第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第六号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十二条第一項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十五条第一項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十九条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

第二百九十二条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百二十二条第一項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百四十三条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「あらたに」を「新たに」に改める。

第三百四十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「第六十条第二項但書」を「第六十条第二項ただし書」に改める。

第三百四十九条第一項中「言渡」を「言渡し」に改め、同条に次の二項を加える。

刑法第二十七条第四項若しくは第五項又は第二十七条の七第四項若しくは第五項の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第一項の請求は、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は同法第二十七条の七第二項前段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これをすることができる。

第三百五十条の二第二項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第三百五十条の十五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十条の十六第一項ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十条の二十九中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百六十条の二中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第四百八十条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「在る」を「ある」に改める。

第四百八十二条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号及び第五号中「處」を「おそれ」に改める。

第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第四条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「外出及び外泊」を「社会復帰支援等」に改める。

第三十条中「その者の」の下に「年齢」を加える。

第四十二条第一項第四号及び第五十四条第一項第三号中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第一項」に改める。

第七十四条第二項第十一号中「第一百六条第二項」を「第一百六条の二第二項」に改める。

第八十四条第二項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「受刑者の」の下に「年齢を考慮し、その」を加え、同条の次に次の二項を加える。(被害者等の心情等の考慮)

第八十四条の二 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等(受刑者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者(以下この項において「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この節において同じ。)の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。処遇要領を変更しようとするときも、同様とする。

2 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

3 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見(以下この節において「心情等」という。)を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当ないと認めるときは、この限りでない。

第八十五条第二項及び第九十八条第五項第三号中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第一項」に改める。

第一百三条に次の二項を加える。

3 刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達を行うことが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

(社会復帰支援)

第二編第二章第十節第四款の款名を次のように改める。

第四款 社会復帰支援等

第二編第二章第十節第四款中第百六条を第百六条の二とし、同条の前に次の二項を加える。

3 前項の支援は、その効果的な実施を図るために必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

4 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

3 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

4 前項の支援は、その効果的な実施を図るために必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならない。

4 第百八条中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第二項」に改める。

3 第百九条第二項中「及び前款」を「第一百六条第二項及び第一百六条の二から前条まで」に改める。

4 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

3 第五百十条第一項中「第一百六条第二項」を「第一百六条の二第二項」に改める。

4 第二百八十六条中「第八十六条第二項及び第三項」を「第八十六条」に、「並びに第九十三条」を「及び第九十三条」に改める。

3 第二百九十三条第二項第二号中「第一百六条第一項」を「第一百六条の二第一項」に改める。

4 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十二条」に、「第九十二条」を「第九十三条」に改める。

3 第二条第四号中「懲役受刑者、禁錮受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第五号中「懲役受刑者」を「拘禁刑受刑者」に、「懲役の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項第一号の」を「第十六条第一項の規定により執行する」に、「以下同じ」を「次条第一号及び第十五条第一項第一号において同じ」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第八号中「被勾留者」を「被勾留者」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

3 第三条第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

4 第四条第一項第三号中「懲役受刑者、禁錮受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第二項中「第十二条又は」を削る。

第十五条第一項第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十八条第二号中「第八十六条第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第七十四条第二項第九号中「第九十二条若しくは」を削り、「第八十五条第一項各号」を「第八十六号」に改める。

六条第一項各号」に改める。

六条第一項第一号中「第九十二条又は」を削り、同条第三項中「基づき」の下に「できる限り速やかに」を加え、「する」を「し、矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定する作業並びに第百三十二条及び第百四条に規定する指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとする」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 刑事施設の長は、第二項の規定にかかるらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

第九十二条を削り、第二編第二章第十節第一款中第九十一条を第九十二条とし、第八十五条から第九十条までを一条ずつ繰り下げ、第八十四条の二を第八十五条とする。

第九十三条を次のように改める。

(受刑者の作業)
第九十四条第二項中「受刑者に」を「刑事施設の長は」に、「必要がある場合において」を「こと」と改められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

第九十五条第一項中「一日の作業時間及び作業を行わない日」を「作業を行う日及び時間」に改める。

第九十六条第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項」を「拘禁刑受刑者が、

第一百三十三条及び第四項並びに第百六条第三項中「第八十四条の二第三項」を「第八十五条第八十九条第二項」に改める。

第八十九条第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項」を「拘禁刑受刑者が、

第一百三十三条第三項及び第四項並びに第百六条第三項中「第八十四条の二第三項」を「第八十五条第八十九条第二項」に改める。

第一百六条第一項中「及び第八十九条」を「及び第九十条」に、「第八十九条第三号」を「第九十条第三号」に改め、同条第二項中「第八十六条から第八十八条」を「第八十七号から第八十九号」に改める。

三百四十六条第一項中「第八十八条第二項」を「第八十九条第二項」に改める。

第一百五十二条第一項第二号を削り、同項中第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、

「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

三百四十八条を次のように改める。

(労役場留置者の待遇)
三百四十八条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。

2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編

第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第一百三条若しくは第百四条に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「第二百八十八条规定する作業を怠つてはならない」と読み替えるものとする。

第二百九十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十八条第三項に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 恩赦の申出（第八十九条・第九十条）」を「第五章の二 更生保護に関するその他援助（第八十八条の二・第八十八条の三）」に改める。

第六条 第二項中「その他の者」の下に「（以下「関係機関等」という。）」を加える。

第六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三十条中「官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者」を「関係機関等」に改める。

第三十八条第一項中「被害者等（審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」に、「その者」を「当該措置を受ける者」に改める。

第十四条中「その他の者」の下に「（以下「関係機関等」という。）」を加える。

第十六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三十条中「官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者」を「関係機関等」に改める。

第三十八条第一項中「被害者等（審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。）から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び」を「審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪に係る被害者等から、審理対象者の仮釈放、仮釈放中の保護観察及び第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見並びに」に改め、同条第二項中「地方委員会は」の下に「前項の」を加え、「前項」を「同項」に改め、「同項」の下に「規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

3 地方委員会は、第一項の規定により仮釈放中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、同項の審理対象者について刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分をしたときは、当該審理対象者の仮釈放中の保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に対し、当該意見その他の仮釈放中の保護観察の実施に必要な事項を通知するものとする。

4 地方委員会は、第一項の規定により第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、第一項の審理対象者について同条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、当該意見その他の同項の規定による生活環境の調整の実施に必要な事項を通知するものとする。

第四十二条及び第四十七条の三中「若しくは」を「又は」に改める。

第四十八条第四号中「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」の下に「平成二十五年法律第五十号」を加える。

2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

第八十六条第一項に後段として次のように加える。

(特別遵守事項)
収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第八十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたときも、同様とする。

第八十六条第二項に後段として次のように加える。

第八十八条中「第二号及び第三号を除く」を「第一号に係る部分に限る」に改める。

第五章の次に第一章を加える。

第五章の一 更生保護に関するその他の援助

(刑執行終了者等に対する援助)

第八十八条の二 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るために必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

(更生保護に関する地域援助)

第八十八条の三 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

第七条 更生保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 保護観察付執行猶予者（第七十八条の二—第八十一条）を「第五節 保護観察付再保護観察付執行猶予者等に関する特則（第八十一条の二—第八十一条の五）」に改める。

第七十八条の二—第八十一条
察付執行猶予者等に関する特則（第八十一条の二—第八十一条の五）

第九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条及び第三十四条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三章第五節中第七十八条の二の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第六条 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者の効力を失う。

第三章第五節中第八十一条の次に次の款を加える。

第二款 再保護観察付執行猶予者に関する特則

(保護観察の実施方法)

第八十一条の二 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同一項目の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「再保護観察付執行猶予者」という。）に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならない。

(鑑別の求め)

第八十一条の三 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、保護観察に付されている期間中に更に刑法第二十五条の二第一項の規定により付された保護観察（次条において「再度の保護観察」という。）の開始に際し、前条に規定する要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

第八十一条の四 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察（刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この項及び次項において「先の保護観察」という。）において特別遵守事項が定められているときは、第五十二条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならない。ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を再定め、若しくは変更するとき、又は第五十三条第一項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は取り消さなければならない。ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当ないと認めるときは、この限りでない。

3 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十二条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に同法第二十六条の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

(保護観察の仮解除)

第八十一条の五 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは、「第二号ハ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同号口中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは「その行状を把握するため必要なもの」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」とする。

第八十五条第一項第一号及び第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(更生保護事業法の一部改正)

第八条 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業」を「宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業」に改め、同条第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に「収容して」を「宿泊させて」に改め、「宿泊場所を供与し」を削り、「生活指導」の下に「又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助」を加え、同項第七号中「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け」を「直ちに訴追を必要としないと認められ」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律において「通所・訪問型保護事業」とは、前項に規定する者を更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への帰住、教養訓練、医療又は就職助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等の改善更生に必要な保護を行ふ事業をいう。

4 この法律において「地域連携・助成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行う公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業

二 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する活動への地域住民の参加の促進を行なう事業

三 宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に従事する者の確保

四 前三号に掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

第二条第五項中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第二条第三項及び第三十二条第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第四十五条(見出しを含む)、第四十六条第二項及び第四十七条第三項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

第四十七条の二(見出しを含む)中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第四十八条第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改め、同条第三項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」に、「第四十七条の二第一号」を「前条第一号」に改める。

第四十九条中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十条中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十六条の二第一項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」に改める。

第九条更生保護事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号及び第四号中「徴役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第十号中「第十六条第一項第一号若しくは第二号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。

第六十一条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(少年院法の一部改正)
第六十六条中「に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十一条少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条・第二十三条の二」に改める。

第二条第三号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項各号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。

第三条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項各号の」を「第十六条第一項の規定により執行する」に、「以下単に「刑」という」を「次条第一項第四号及び第一百四十一條第一項ただし書において同じ」に改める。

第四条第一項第四号中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条に見出しとして「(矯正教育の目的及び体系的実施)」を付し、第五章第一節中同条の次に第一条を加える。

(被害者等の心情等の考慮)

第二十三条の二 少年院の長は、矯正教育を行うに当たっては、被害者等(在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者(以下この項において「被害者」という))又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この章及び第四十四条第三項において同じ。)の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

2 少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見(以下この章及び第四十四条第三項において「心等」という。)を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第三十四条に次の二項を加える。

4 少年院の長は、第一項の生活指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び前条第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

5 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から前条第二項の規定により聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該在院者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第三十四条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

第三十六条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

3 少年院の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況、第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

第三百四十二条第一項ただし書中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第三百四十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(少年鑑別所法の一部改正)
第三百四十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十一条少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「非行の状況」を「非行又は犯罪の状況」に改める。

第十七条第一項第三号中「であつて、二十歳未満のもの」を削り、同項に次の二号を加える。

四 更生保護法第四十条の規定(国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二十二条の規定によりみなし適用する場合を含む)又は刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二十五条の二第二項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一項の規定により執行する)に、「以下単に「刑」という」を「次条第一項第四号及び第一百四十一條第一項ただし書において同じ」に付されている者

第三百三十二条中「(明治四十一年法律第四十五号)」を削る。

第十二条 少年鑑別所法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。）」に改め、同項第四号中「（平成十四年法律第六十六号）」を削る。

第一百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第三項の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第一百四十一条第一項ただし書及び第一百四十七条第一項の改正規定を除く。）及び第十二条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

（検証）

3 政府は、第一条の規定の施行後三年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第二百三十一条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になつていなかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 古川 謙久
国土交通大臣 斎藤 鉄夫

刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

（侮辱）
第二百三十一条 事実を暗示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（侮辱）
第二百三十一条 事実を暗示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第二条関係）

改 正 案

現 行

（刑の種類）

第九条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の種類）

第十条 主刑の輕重は、前条に規定する順序による。

（刑の輕重）

第十条 主刑の輕重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2・3 （略）

（拘禁刑）

第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は一月以上二十年以下とする。

（懲役）

第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。

2・3 （略）

（新設）

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことがで
きる。

第十三条 削除

（禁錮）

第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。

2 禁錮は、刑事施設に拘置する。

(有期拘禁刑の加減の限度)

第十四条 死刑又は無期拘禁刑を減輕して有期拘禁刑とする場合においては、その長期を三十年とする。

2 有期拘禁刑を加重する場合においては三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては一ヶ月未満に下げることができる。

(拘留)

第十六条 (略)

拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができ

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者
二 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言渡し前に拘禁刑に処せられたことがあつてもその刑の全

2

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

第十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合においては、その长期を三十年とする。

2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては三十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては一ヶ月未満に下げることができる。

(拘留)
(新設)

第十六条 (略)

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

刑の全部の執行を猶予された者が一年以下の懲役又は前に禁錮以上の刑に処せられたがあつてもその

2

い 者

を受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪については、この限りでない。

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一・二 (略)

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。

一 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないとき。

二 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一・二 (略)

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑（次条第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。次条第六項、第二十七条の六及び第二十七条の七第六項において同じ。）についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 (略)

前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。

一 第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条

(刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により禁錮以上の刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 (略)

(新設)

(新設)

第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定

4 | 二 | 部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定
二 | 人の資格に関する法令の規定

以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他的情状を考慮して相当でないと認めるとときは、この限りでない。

5 | 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。
6 | 前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

（刑の一部の執行猶予）

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。
一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者
二 前に拘禁刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

（新設）

（新設）

（刑の一部の執行猶予）

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。
一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

三 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

(略)

前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時ににおいて他に執行すべき拘禁刑があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき拘禁刑の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から起算する。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上上の刑に処せられたとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑

三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

(略)

前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時ににおいて他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から起算する。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないことが発覚したとき。

(刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑

の執行猶予の取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)
第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その拘禁刑を執行が猶予されなかつた部分の期間を刑期とする拘禁刑に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日において、刑の執行を受け終わつたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、前項前段の規定による減軽は、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第

の執行猶予の取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)
第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかつた部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わつた日又はその執行を受け終わつた日において、刑の執行を受け終わつたものとする。

(新設)

(新設)

一項前段の規定による減輕がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わつたものとみなす。

一 第二十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）

、第二十七条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第二十七条の四、第二十七条の五

、第三十四条の二並びに第五十六条第一項の規定

二 人の資格に関する法令の規定

4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6 前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（仮釈放）

第二十八条 拘禁刑に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の处分によつて仮に釈放することができる。

（時効の期間）

（仮釈放）

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の处分によつて仮に釈放することができる。

（仮釈放）

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

- | | |
|----------------|-----|
| 一 無期拘禁刑 | 三十年 |
| 二 十年以上の有期拘禁刑 | 二十年 |
| 三 三年以上十年未満の拘禁刑 | 十年 |
| 四 三年未満の拘禁刑 | 五年 |
| 五・六 (略) | |

(時効の中斷)

第三十四条の二 拘禁刑及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによつて中断する。

2 (略)

(刑の消滅)

第三十四条 拘禁刑及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによつて中断する。

2 (略)

(併合罪)

第四十五条 確定裁判を経ていなない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について拘禁刑以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

- | | |
|-------------------|-----|
| 一 無期の懲役又は禁錮 | 三十年 |
| 二 十年以上の有期の懲役又は禁錮 | 二十年 |
| 三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮 | 十年 |
| 四 三年未満の懲役又は禁錮 | 五年 |
| 五・六 (略) | |

(時効の中斷)

第三十四条の二 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによつて中断する。

2 (略)

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 (略)

(併合罪)

第四十五条 確定裁判を経ていなない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

(併科の制限)

第四十六条 (略)

2 併合罪のうちの一個の罪について無期拘禁刑に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

(有期拘禁刑の加重)

第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期拘禁刑に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期拘禁刑を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期拘禁刑の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を超えることができない。

(再犯)

第五十六条 拘禁刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期拘禁刑に処す

(併科の制限)

第四十六条 (略)

2 併合罪のうちの一個の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

(有期の懲役及び禁錮の加重)

第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを长期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期拘禁刑を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができない。

(再犯)

第五十六条 懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処すると

るときは、再犯とする。

2 死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により拘禁刑に減輕されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期拘禁刑に処するときも、前項と同様とする。

(削る)

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた拘禁刑の長期の二倍以下とする。

(法律上の減輕の方法)

第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。
一 死刑を減輕するときは、無期又は十年以上の拘禁刑とする。
二 無期拘禁刑を減輕するときは、七年以上の有期拘禁刑とする。
三 有期拘禁刑を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。
四六 (略)

きは、再犯とする。

2 懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減輕されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときも、前項と同様とする。

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

(法律上の減輕の方法)

第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。
一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。
二 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、七年以上の有期の懲役又は禁錮とする。
三 有期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。
四六 (略)

(端数の切捨て)

第七十条 拘禁刑又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において國權を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壞乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。
- 二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の拘禁刑に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
- 三 付和隨行し、その他單に暴動に参加した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2
(略)

(予備及び陰謀)
第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(内乱等帮助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を帮助した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

(端数の切捨て)

第七十条 戰役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において國權を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壞乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

- 一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。
- 二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。
- 三 付和隨行し、その他單に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

2
(略)

(予備及び陰謀)
第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等帮助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を帮助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(外患援助)

第八十二条　日本国に對して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の拘禁刑に処する。

(予備及び陰謀)

第八十八条　第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(外国国章損壊等)

第九十二条　外国に對して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条　外国に對して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条　外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(外患援助)

第八十二条　日本国に對して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

(予備及び陰謀)

第八十八条　第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(外国国章損壊等)

第九十二条　外国に對して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条　外国に對して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条　外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに
対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の拘禁刑
又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(封印等破棄)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示
を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは
差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者
は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰
金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号
のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の拘
禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれ
れを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又
は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。
一（三）（略）

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有
者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三
年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

2 (略)

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに
対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若
しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(封印等破棄)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示
を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは
差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者
は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰
金に処し、又はこれを併科する。

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号
のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲
役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれ
れを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又
は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。
一（三）（略）

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有
者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三
年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

2 (略)

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関する、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(逃走)

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の拘禁刑に処する。

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走し

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関する、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(逃走)

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役に処する。

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走し

たときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。
2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(犯人蔵匿等)

第一百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第一百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

たときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。
2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(犯人蔵匿等)

第一百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第一百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証人等威迫)

第一百五条の二　自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に關して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(騒乱)

第一百六条　多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。
一　首謀者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

二　他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。
三　(略)

(多衆不解散)

第一百七条　暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の拘禁刑に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

(現住建造物等放火)

第一百八条　放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処す

(証人等威迫)

第一百五条の二　自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に關して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(騒乱)

第一百六条　多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。
一　首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

二　他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
三　(略)

(多衆不解散)

第一百七条　暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

(現住建造物等放火)

第一百八条　放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

る。

(非現住建造物等放火)

- 第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。
2 前項の物が自己の所有に係るとときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

- 第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
2 前項の物が自己の所有に係るとときは、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)

- 第一百十一条 第百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第百八条又は第百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。
2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の拘禁刑に処する。

(非現住建造物等放火)

- 第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。
2 前項の物が自己の所有に係るとときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

- 第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
2 前項の物が自己の所有に係るとときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)

- 第一百十一条 第百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第百八条又は第百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。

(予備)

- 第一百十三条 第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目

(予備)

- 第一百十三条 第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目

的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第一百四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(業務上失火等)

第一百七条の二 第百十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第一百十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(現住建造物等浸害)

第一百九条 出水させて、現に人が居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の拘禁刑に処する。

的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第一百四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(業務上失火等)

第一百七条の二 第百十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第一百十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(現住建造物等浸害)

第一百九条 出水させて、現に人が居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等浸害)

第一百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を
侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以
上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(水防妨害)

第一百二十二条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若し
くは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害し
た者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第一百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他
水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為を
した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金
に処する。

(往来危険)

第一百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞し
て往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の拘禁刑又
は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(非現住建造物等浸害)

第一百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を
侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以
上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(水防妨害)

第一百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他
水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為を
した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円
以下の罰金に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第一百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、又は閉塞し
て往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は
二十万円以下の罰金に処する。

(往来危険)

第一百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞し
て往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は
二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(非現住建造物等浸害)

第一百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を
侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以
上十年以下の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(往来危険)

第一百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はそ
の他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じ
させた者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(往来危険)

第一百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はそ
の他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じ
させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

(汽車転覆等及び同致死)

第百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。

(過失往来危険)

第一百二十九条 (略)

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(住居侵入等)

第一百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(信書開封)

第一百三十三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)

第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師

(汽車転覆等及び同致死)

第百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(過失往来危険)

第一百二十九条 (略)

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(住居侵入等)

第一百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(信書開封)

第一百三十三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)

第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師

、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(あへん煙輸入等)
第一百三十六条 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)
第一百三十七条 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)
第一百三十八条 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)
第一百三十九条 あへん煙を吸食した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(あへん煙等所持)

、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(あへん煙輸入等)
第一百三十六条 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)
第一百三十七条 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)
第一百三十八条 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)
第一百三十九条 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。

(あへん煙等所持)

第一百四十条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の拘禁刑に処する。

(净水污染)

第一百四十二条 人の飲料に供する净水を汚染し、よつて使用することができないようとした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(水道汚染)

第一百四十三条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源を汚染し、よつて使用することができないようとした者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(净水物等混入)

第一百四十四条 人の飲料に供する净水に毒物その他の人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第一百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源に毒物その他の人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。よつて人死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

(水道損壊及び閉塞)

第一百四十七条 公衆の飲料に供する净水の水道を損壊し

第一百四十条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

(净水污染)

第一百四十二条 人の飲料に供する净水を汚染し、よつて使用することができないようとした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(水道汚染)

第一百四十三条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源を汚染し、よつて使用することができないようとした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(净水物等混入)

第一百四十四条 人の飲料に供する净水に毒物その他の人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第一百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源に毒物その他の人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よつて人死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(水道損壊及び閉塞)

第一百四十七条 公衆の飲料に供する净水の水道を損壊し

、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(通貨偽造及び行使等)

第一百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(外国通貨偽造及び行使等)

第一百四十九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(偽造通貨等取得)

第一百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(通貨偽造等準備)

第一百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(詔書偽造等)

第一百五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した

、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(通貨偽造及び行使等)

第一百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

(外国通貨偽造及び行使等)

第一百四十九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(偽造通貨等取得)

第一百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

(通貨偽造等準備)

第一百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(詔書偽造等)

第一百五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した

御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(公文書偽造等)

第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

3 2 (略)

前二項に規定するもののはか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(公正証書原本不実記載等)

第一百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は

御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

(公文書偽造等)

第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 2 (略)

前二項に規定するもののはか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(公正証書原本不実記載等)

第一百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は

旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(私文書偽造等)

第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

3 (略)

(虚偽診断書等作成)

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第一百六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

2 第百六十一条の二人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電

旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(私文書偽造等)

第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

3 (略)

(虚偽診断書等作成)

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の拘禁又は三十万円以下の罰金に処する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

2 第百六十一条の二人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電

磁的記録に係るときは、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

(有価証券偽造等)

第一百六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(偽造有価証券行使等)

第一百六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第一百六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。

2・3 (略)

(不正電磁的記録カード所持)

磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

(有価証券偽造等)

第一百六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(偽造有価証券行使等)

第一百六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第一百六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、十年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。

2・3 (略)

(不正電磁的記録カード所持)

第一百六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第一百六十三条の四 第百六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。

2・3 (略)

(御璽偽造及び不正使用等)

第一百六十四条 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(公印偽造及び不正使用等)

第一百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(公記号偽造及び不正使用等)

第一百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第一百六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第一百六十三条の四 第百六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。

2・3 (略)

(御璽偽造及び不正使用等)

第一百六十四条 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(公印偽造及び不正使用等)

第一百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 (略)

(公記号偽造及び不正使用等)

第一百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 (略)

(私印偽造及び不正使用等)

第一百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽
造した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(不正指令電磁的記録作成等)

第一百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

1・2 (略)

2・3 (略)

(不正指令電磁的記録取得等)

第一百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽証)

第一百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(虚偽告訴等)

第一百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(私印偽造及び不正使用等)

第一百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽
造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 (略)

(不正指令電磁的記録作成等)

第一百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1・2 (略)

2・3 (略)

(不正指令電磁的記録取得等)

第一百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽証)

第一百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(虚偽告訴等)

第一百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

(公然わいせつ)

第一百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第一百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 (略)

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第一百七十七条 ^{十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）}をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期拘禁刑に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(強制わいせつ等致死傷)

(公然わいせつ)

第一百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第一百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 (略)

(強制わいせつ)

第一百七十六条 ^{十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。}

(強制性交等)

第一百七十七条 ^{十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）}をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(強制わいせつ等致死傷)

第一百八十二条 第百七十六条、第百七十八条第一項若しくは第一百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪

を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 第百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の拘禁刑に処する。

第一百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の拘禁刑に処する。

（淫行勧誘）

第一百八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

（重婚）

第一百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の拘禁刑に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

（常習賭博及び賭博場開張等図利）

第一百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

（富くじ発売等）

第一百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

第一百八十二条 第百七十六条、第百七十八条第一項若しくは第一百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪

を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

第一百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

（淫行勧誘）

第一百八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（重婚）

第一百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

（常習賭博及び賭博場開張等図利）

第一百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（富くじ発売等）

第一百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第一百八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し公然と不敬な行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第一百八十九条 墓を発掘した者は、二年以下の拘禁刑に処する。

(死体損壊等)

第一百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(墳墓発掘死体損壊等)

第一百九十一条 第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(公務員職権濫用)

第一百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第一百八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第一百八十九条 墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

(死体損壊等)

第一百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

(墳墓発掘死体損壊等)

第一百九十一条 第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(公務員職権濫用)

第一百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは

は、二年以下の拘禁刑に処する。

(特別公務員職権濫用)

第一百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第一百九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第一百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となつた場合において、五年以下の拘禁刑に処する。

(第三者供賄)

第一百九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を

は、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第一百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第一百九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 (略)

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第一百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に關し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第一百九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を

受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第一百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。

3 2
(略)

公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(あつせん収賄)

第一百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるよう、又は相当の行為をさせないようであつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。

(贈賄)

第一百九十八条 第百九十七条から第一百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(殺人)

受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第一百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

3 2
(略)

公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第一百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるよう、又は相当の行為をさせないようであつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(贈賄)

第一百九十八条 第百九十七条から第一百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(殺人)

第一百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

第一百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(予備)

第二百一条 第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は三年以上の有期拘禁刑に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は三年以上の有期懲役に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて人を集合させた者は、三年以下の拘禁刑に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

(墮胎)

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方~~か~~法により、墮胎したときは、一年以下の拘禁刑に処する。

(同意墮胎及び同致死傷)

第二百十三条 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の拘禁刑に処する。よつて女

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

(墮胎)

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方~~か~~法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

(同意墮胎及び同致死傷)

第二百十三条 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女

女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(業務上墮胎及び同致死傷)

第二百四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(不同意墮胎)

第二百五十三条 女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(遺棄)

第二百七十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑に処する。

(保護責任者遺棄等)

第二百八十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

(逮捕及び監禁)

子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(業務上墮胎及び同致死傷)

第二百四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

(不同意墮胎)

第二百五十三条 女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

2 (略)

(遺棄)

第二百七十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑に処する。

(保護責任者遺棄等)

第二百八十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逮捕及び監禁)

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2・3 (略)

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は三月以上七年以下の懲役に処する。

(營利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を

第二百二十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 (略)

(強要)

第二百二十三条 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の拘禁刑に処する。

2・3 (略)

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(營利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を

交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(人身売買)

第二百二十六条の二 人を買い受けた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

3 嘗利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

4 (略)

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は

交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 (略)

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(人身売買)

第二百二十六条の二 人を買い受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

3 嘗利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 (略)

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は

前三条の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は藏匿した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(名譽毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘

前三条の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は藏匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(名譽毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲

禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与える、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与える、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(不動産侵奪)

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 (略)

(強盗予備)

第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百三十七条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。

(強盗致死傷)

第二百四十二条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の拘禁刑に処し、死亡させたときは死刑又は無期拘禁刑に処する。

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十二条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪（第一百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。）若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の拘禁刑に処する。

2 (略)

(不動産侵奪)

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 (略)

(強盗予備)

第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二百三十七条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盗致死傷)

第二百四十二条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十二条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪（第一百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。）若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 (略)

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は死刑又は無期拘禁刑に処する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は死刑又は無期懲役に処する。

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乘じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乘じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以

下の拘禁刑に処する。

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(盗品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の拘禁刑に処する。
2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、十年以下の拘禁刑及び五十万円以下の罰金に処する。

下の懲役に処する。

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(盗品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。
2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

る。

(公用文書等毀棄)

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

(公用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十一条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の拘禁刑に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十二条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(境界損壊)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

。

(公用文書等毀棄)

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(公用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十一条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十二条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(境界損壊)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(信書隠匿)

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(信書隠匿)

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

改 正 案

現 行

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期拘禁刑に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるとときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したものであるとき。

二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三 被告人が常習として長期三年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したものであるとき。

四 (略)

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

六 (略)

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるとときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。

二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。

四 (略)

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

六 (略)

第一百五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百六十一条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したこと疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないとときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

(2) (略)

第二百五十一条 時効は、人を死亡させた罪であつて拘禁刑に当たるものについては、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期拘禁刑に当たる罪については三十年
- 二 長期二十年の拘禁刑に当たる罪については二十年
- 三 (略)

第一百五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百六十一条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したこと疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

(2) (略)

第二百五十一条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの(死刑に当たるもの除く。)については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年
- 二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年
- 三 (略)

に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 無期拘禁刑に当たる罪については十五年

三 長期十五年以上の拘禁刑に当たる罪については十一年

四 長期十五年未満の拘禁刑に当たる罪については七年

五 長期十年未満の拘禁刑に当たる罪については五年

六 長期五年未満の拘禁刑又は罰金に当たる罪については三年

七 (略)

第二百八十五条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第二百八十五条 拘留に当たる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことがで

に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年

三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年

四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年

五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年

六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年

七 (略)

第二百八十五条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第二百八十五条 拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことがで

きる。

② 長期三年以下の拘禁刑又は五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）を超える罰金に当たる事件の被告人は、第二百九十二条の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。
②・③（略）

第二百九十五条の二 被告人が、前条第四項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第一百九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）

きる。

② 長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）を超える罰金に当たる事件の被告人は、第二百九十五条の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。
②・③（略）

第二百九十五条の二 被告人が、前条第四項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第一百九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）

又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間ににおける被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の拘禁刑に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

②
④
（略）

第三百四十三条 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、新たに保釈又は勾留の執行停

又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間ににおける被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

②
④
（略）

第三百四十三条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、あらたに保釈又は勾留の執行停

止の決定がないときに限り、第九十八条の規定を準用する。

第三百四十四条 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項ただし書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

第三百四十九条 刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡しを受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

③ (略)
刑法第二十七条第四項若しくは第五項又は第二十七条の七第四項若しくは第五項の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第一項の請求は

、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は同法第二十七条の七第二項前段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これをすることができない。

第三百五十条の二 (略)
② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期拘禁刑に当たるものを除く。）をいう。

止の決定がないときに限り、第九十八条の規定を準用する。

第三百四十四条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項但書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

第三百四十九条 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

② (略)
(新設)

第三百五十条の二 (略)
② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。

一五 (略)

③ (略)

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

② (略)

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

② ⑥ (略)

第三百五十条の二十九 即決裁判手続において拘禁刑の言渡しをする場合には、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第三百六十条の二 死刑又は無期拘禁刑に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第四百八十一条 拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者が心

一五 (略)

③ (略)

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲役に処する。

② (略)

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

② ⑥ (略)

第三百五十条の二十九 即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。

第三百六十条の二 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第四百八十一条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心

神喪失の状態にあるときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十二条 拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者について次に掲げる事由があるときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできないおそれがあるとき。

二（四）（略）
五 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずるおそれがあるとき。

六（八）（略）

第四百八十四条 死刑、拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のためこれを呼び出さなければならない。呼出しに応じないときは、収容状を発しなければならない。

第四百八十五条 死刑、拘禁刑又は拘留の言渡しを受けた者が逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができる。

第四百八十六条 死刑、拘禁刑又は拘留の言渡しを受け

心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十二条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡を受けた裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二（四）（略）
五 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。

六（八）（略）

第四百八十四条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のためこれを呼び出さなければならない。呼出しに応じないときは、収容状を発しなければならない。

第四百八十五条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができる。

第四百八十六条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受け

た者の現在地が分からぬときは、検察官は、検事長にその者の刑事施設への収容を請求することができる。

②
(略)

受けた者の現在地が分からぬときは、検察官は、検事長にその者の刑事施設への収容を請求することができる。

②
(略)

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第四条関係）

改 正 案

目次

第一編 （略）

第二編 被収容者等の処遇

第一章 （略）

第二章 刑事施設における被収容者の処遇

第一節 第九節 （略）

第十節 矯正処遇の実施等

第一款 第三款 （略）

第四款 社会復帰支援等（第百六条—第百八条）

第五款 （略）

第六章 第十一節 第十六節 （略）

第三編 第三章・第四章 （略）

附則 第三編 （略）

（受刑者の処遇の原則）

第三十条 受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

（補正器具等の自弁等）

第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については

現 行

目次

第一編 （略）

第二編 被収容者等の処遇

第一章 （略）

第二章 刑事施設における被収容者の処遇

第一節 第九節 （略）

第十節 矯正処遇の実施等

第一款 第三款 （略）

第四款 外出及び外泊（第百六条—第百八条）

第五款 （略）

第六章 第十一節 第十六節 （略）

第三編 第三章・第四章 （略）

附則 第三編 （略）

（受刑者の処遇の原則）

第三十条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

（補正器具等の自弁等）

第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については

、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

一（三）（略）

四 第百六条の二第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品

五 （略）

2

（逃走者等の遺留物）

第五十四条 被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一・二 （略）

三 第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日

2

（略）

（遵守事項等）

第七十四条 （略）

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一（十）（略）

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又

、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

一（三）（略）

四 第百六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品

五 （略）

2

（逃走者等の遺留物）

第五十四条 被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一・二 （略）

三 第九十六条第一項の規定による作業又は第百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日

2

（略）

（遵守事項等）

第七十四条 （略）

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一（十）（略）

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又

は第九十六条第四項（第一百六条の二第二項）において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3
（略）

（収容のための連戻し）

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

二 第八十四条
（矯正処遇）

二 第九十六条第一項の規定による作業又は第一百六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日時

（収容のための連戻し）

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

二 第八十四条
（矯正処遇）

二 第九十六条第一項の規定による作業又は第一百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日時

は第九十六条第四項（第一百六条第二項）において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3
（略）

（収容のための連戻し）

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

二 第八十四条
（矯正処遇）

二 第九十六条第一項の規定による作業又は第一百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日時

（収容のための連戻し）

第八十一条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

二 第八十四条
（矯正処遇）

二 第九十六条第一項の規定による作業又は第一百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日時

4 3 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に基づいて行うものとする。
3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 • 5
（略）

4 3 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。）に基づいて行うものとする。
3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

(被害者等の心情等の考慮)

第八十四条の二 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たつては、法務省令で定めるところにより、被害者等（受刑者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその身心に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この節において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。処遇要領を変更しようとするときも、同様とする。

3 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たつては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

2 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見（以下この節において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

(刑執行開始時及び釈放前の指導等)

第八十五条（略）
2 前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、

(新設)

第八十五条（略）
2 前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、

(刑執行開始時及び釈放前の指導等)

できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第一百六条の二第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

3 (略)

(作業報奨金)
第九十八条 (略)

2 (略)

5 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに刑事施設に収容されなかつたときは、その者の報奨金計算額は、零とする。

一・二 (略)

三 外部通勤作業又は第一百六条の二第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとききその日

(改善指導)

第二百三条 (略)

2 (略)

3 | 2 第二百三条 (改善指導)
刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たつては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれて
いる状況及び第八十四条の二第三項の規定により聴取
した心情等を考慮するものとする。

4 | 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、
被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴

できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第一百六条第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

3 (略)

(作業報奨金)
第九十八条 (略)

2 (略)

5 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに刑事施設に収容されなかつたときは、その者の報奨金計算額は、零とする。

一・二 (略)

三 外部通勤作業又は第一百六条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとききその日

(改善指導)

第二百三条 (改善指導)

2 (新設)

(新設)

被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴

取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第四款 社会復帰支援等

(社会復帰支援)

- 第一百六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上で困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。
- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 就業又は修学を助けること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。
- 前項の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。
- 3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たつては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする

(新設)

第四款 外出及び外泊

事情を考慮するものとする。
4 | 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たつては
、保護観察所の長と連携を図るよう努めなければな
らない。

(外出及び外泊)

第一百六条の二 (略)

2 (略)

(外出等に要する費用)

第一百八条 第百六条の二第一項の規定による外出又は外
泊に要する費用については、受刑者が負担することが可
能ない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、
は、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第一百九条 (略)

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については
、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条 第百
六条第二項及び第一百六条の二から前条までの規定は、
適用しない。

(懲罰の要件等)

第一百五十条 刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若
しくは第九十六条第四項（第一百六条の二第二項におい
て準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を
遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事
施設の職員が行つた指示に従わなかつた場合には、そ
の被収容者に懲罰を科すことができる。そ

(外出及び外泊)

第一百六条 (略)

2 (略)

(外出等に要する費用)

第一百八条 第百六条第一項の規定による外出又は外泊に
要する費用については、受刑者が負担可能ない場合又は
刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部
を国庫の負担とする。

第一百九条 (略)

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については
、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条及び前
款の規定は、適用しない。

(懲罰の要件等)

第一百五十条 刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若
しくは第九十六条第四項（第一百六条の二第二項におい
て準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を遵守
せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事施設
の職員が行つた指示に従わなかつた場合には、その被
収容者に懲罰を科すことができる。

第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一第一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条规定する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条、第九十条第二項及び第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第一百九号）第一百二条第三項の規定を適用する。

2 第二百九十三条 （略）
2 刑事施設に収容されている受刑者が次の各号のいづれかに該当する場合も、前項と同様とする。
一 （略）

第二百八十六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第二項、第七十三条第二項、第七十八条、第八十条後段、第九十八条第一項及び第二項、第二百八十六条の二、第三百六十六条、第三百六十七条並びに第四百八十一第一条第二項、更生保護法第十三条（同法第二十二条、第二十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第十項、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条规定する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条第二項及び第三項、第九十条第二項並びに第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第一百九号）第一百二条第三項の規定を適用する。

2 第二百九十三条 （略）
2 刑事施設に収容されている受刑者が次の各号のいづれかに該当する場合も、前項と同様とする。
一 （略）

二 第百六条の二第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。
（略）

二 第百六条第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。
（略）

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（第五条関係）

改 正 案

目次

第一編 （略）
第二編 被収容者等の処遇

第一章 （略）
第二章 刑事施設における被収容者の処遇

第十節 矯正処遇の実施等
第一款 通則（第八十四条—第九十二条）
第二款 作業（第九十三条—第一百二条）
第三款 第五款（略）

第十一節 第十六節（略）
第三章・第四章（略）

第三編（略）
附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（三）（略）

四 受刑者 拘禁刑受刑者又は拘留受刑者をいう。

五 拘禁刑受刑者 拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。次条第一号及び第十五条

現 行

目次

第一編 （略）
第二編 被収容者等の処遇

第一章 （略）
第二章 刑事施設における被収容者の処遇

第十節 矯正処遇の実施等
第一款 通則（第八十四条—第九十一条）
第二款 作業（第九十二条—第一百二条）
第三款 第五款（略）

第十一節 第十六節（略）
第三章・第四章（略）

第三編（略）
附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（三）（略）

四 受刑者 懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。

五 懲役受刑者 懲役の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項第一号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されて

第一項第一号において同じ。) の執行のため拘置されている者をいう。

(削る)

六 (略)
七 未決拘禁者 被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者をいう。
八 (略)

(刑事施設)
第三条 刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。
一 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者
二 (略)

(被収容者の分離)
第四条 被収容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。

一・二 (略)
三 拘禁刑受刑者及び拘留受刑者の別
2 前項の規定にかかわらず、受刑者に第九十三条に規定する作業として他の被収容者に接して食事の配給その他の作業を行わせるため必要があるときは、同項第二号及び第三号に掲げる別による分離をしないことができる。

3 (略)

いる者をいう。

六 禁錮受刑者 禁錮の刑(国際受刑者移送法第十六条第一項第二号の共助刑を含む。以下同じ。)の執行のため拘置されている者をいう。

七 (略)
八 未決拘禁者 被逮捕者、被勾留者(こう)その他未決の者として拘禁されている者をいう。
九 (略)

(刑事施設)
第三条 刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。
一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者
二 (略)

(被収容者の分離)
第四条 被収容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。

一・二 (略)
三 懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者の別
2 前項の規定にかかわらず、受刑者に第九十二条又は第九十三条に規定する作業として他の被収容者に接して食事の配給その他の作業を行わせるため必要があるときは、同項第二号及び第三号に掲げる別による分離をしないことができる。

3 (略)

第十五条 第三条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。

一 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有するものを除く。）

二（四）（略）
2（略）

（起居動作の時間帯等）

第三十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる時間帯を定め、これを被収容者に告知するものとする。

一（略）

二 受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）については、第八十七条第一項に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯

（遵守事項等）
第七十四条（略）

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一（八）（略）

九 正当な理由なく、第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第一百三十三条若しくは

第十五条 第三条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有するものを除く。）

二（四）（略）
2（略）

（起居動作の時間帯等）

第三十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる時間帯を定め、これを被収容者に告知するものとする。

一（略）

二 受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）については、第八十六条第一項に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯

（遵守事項等）
第七十四条（略）

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一（八）（略）

九 正当な理由なく、第九十二条若しくは第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十五条第一項各号

第一百四条に規定する指導を拒んではならないこと。

、 第百三条若しくは第一百四条に規定する指導を拒ん
ではならないこと。

十・十一 (略)

十・十一 (略)

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三十三条及び第百四条に規定する指導を行う。

(略)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三十三条及び第百四条に規定する指導を行う。

第三十二条 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき、できる限り速やかに定めるものとし、矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定する作業並びに第百三条及び第一百四条に規定する指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとする。

5 | 4 (略)

第五条 刑事施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

6 | (略)

第八十五条～第九十二条 (略)

十・十一 (略)

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十二条又は第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三十三条及び第百四条に規定する指導を行う。

(略)

第三十二条 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 (新設)

5 | 4 (略)

第八十四条の二～第九十一条 (略)

(懲役受刑者の作業)

(削る)

(受刑者の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

(作業の実施)

第九十四条 (略)

2 刑事施設の長は、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることが改善更生及び円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対し、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

(作業の条件等)

第九十五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、作業を行う日及び時間を定める。

2 (4) (略)

(外部通勤作業)

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受

第九十二条 懲役受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この節において同じ。）に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

(禁錮受刑者等の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、禁錮受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この節において同じ。）又は拘留受刑者（刑事施設に収容されているものに限る。）が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができる。

(作業の実施)

第九十四条 (略)

2 受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

(作業の条件等)

第九十五条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

2 (4) (略)

(外部通勤作業)

第九十六条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受

刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した拘禁刑受刑者が、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

2
2
6

（略）

第
百
三
条
（略）

（改善指導）

3
2
（略）
刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれて
いる状況及び第八十五条第三項の規定により聴取した
心情等を考慮するものとする。

4
2
（略）
刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十五条第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して

刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

2
2
6

（略）

第
百
三
条
（略）

（改善指導）

3
2
（略）
刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれて
いる状況及び第八十四条の二第三項の規定により聴取した
心情等を考慮するものとする。

4
2
（略）
刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して

相当でないと認めるときは、この限りでない。

(社会復帰支援)

第一百六条 (略)

3 2
3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たつては、矯正処遇の実施状況、第八十五条第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4 (略)

(外出及び外泊)

第一百六条の二 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができると期間を経過した拘禁刑受刑者が、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に關係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行さ

して相当でないと認めるときは、この限りでない。

(社会復帰支援)

第一百六条 (略)

3 2
3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たつては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4 (略)

(外出及び外泊)

第一百六条の二 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができると期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に關係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行さ

れている場合に限る。

2
(略)

第一百九条 未決拘禁者としての地位を有する受刑者につ

いでの第八十四条第一項及び第九十条の規定の適用については、第八十四条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「未決の者としての地位を損なわない限度で、かつ、その拘禁の期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」と、第九十条第三号中「第一百十一条」とあるのは「第一百十九条において準用する第一百十一条」とする。

未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十七条から第八十九条まで、第九十六条、第六条第二項及び第一百六条の二から前条までの規定は、適用しない。

(電話等による通信)

第一百四十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2
(略)

月以上執行されている場合に限る。

乙

第百九条 未決拘禁者としての地位を有する受刑者につ

いでの第八十四条第一項及び第八十九条の規定の適用については、第八十四条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「未決の者としての地位を損なわない限度で、かつ、その拘禁の期間を考慮して可能な範囲内での矯正処遇として」と、第八十九条第三号中「第一百十一条」とあるのは「第一百十九条において準用する第一百十一条」とする。

未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条、第六条第二項及び第一百六条の二から前条までの規定は、適用しない。

(電話等による通信)

第一百四十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に對し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において待遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2
(略)

(懲罰の種類)

第一百五十一条 受刑者に科する懲罰の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (削る) (略)

2 前項第二号から第四号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第五号の懲罰（以下この節において「閉居罰」という。）にあつては同項第四号の懲罰と併せて科することができる。

3・4 (略)

(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）に行われる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。

2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第百三条若しくは第一百四条に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「第二百八十八条第一項に規定する作業を怠つてはならない」と読み替えるものとする。

(懲罰の種類)

第一百五十三条の規定による作業の十日以内の停止

一 (略)

二 (略)

2 前項第二号から第五号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第六号の懲罰（以下この節において「閉居罰」という。）にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。

3・4 (略)

(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

第二百九十二条 第二十二条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九十三条 第八十三条第二項（第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により解放された被収容者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）、労役場留置者又は監置場留置者が、第八十三条第三項（第二百八十八条第三項及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の拘禁刑に処する。（略）

第二百九十三条 第八十三条第二項（第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により解放された被収容者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）、労役場留置者又は監置場留置者が、第八十三条第三項（第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

第二百九十三条 第八十三条第二項（第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により解放された被収容者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）、労役場留置者又は監置場留置者が、第八十三条第三項（第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。（略）

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第六条関係）

改 正 案

目次

第一章～第五章	(略)
第五章の二	更生保護に関するその他の援助（第八十 八条の二・第八十八条の三）
第六章 恩赦の申出	（第八十九条・第九十条）
第七章・第八章	(略)
附則	

(運用の基準)

第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとする措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮して、当該措置を受ける者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

(協力の求め)

第十四条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、官

目次

第一章～第五章	(略)
第六章	（新設）
第七章 恩赦の申出	（第八十九条・第九十条）
第八章	(略)
附則	

(運用の基準)

第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとする措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

(協力の求め)

第十四条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、官

現 行

公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者（以下「関係機関等」という。）に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（五）（略）
（削る）

六（八）（略）

（協力等の求め）

第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、関係機関等に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

（被害者等の意見等の聴取）

第三十八条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪に係る被害者等から、審理対象者の仮釈放、仮釈放中の保護観察及び第八十二条第一項の規定による生活環

公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（所掌事務）

第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（五）（略）
（削る）

七（九）（略）

（協力等の求め）

第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

（被害者等の意見等の聴取）

第三十八条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、被害者等（審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被

境の調整に関する意見並びに被害に関する心情（以下この条において「意見等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、前項の被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、同項の申出の受理に関する事務及び同項の規定による意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。

3 地方委員会は、第一項の規定により仮釈放中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、同項の審理対象者について刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分をしたときは、当該審理対象者の仮釈放中の保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に対し、当該意見その他の仮釈放中の保護観察の実施に必要な事項を通知するものとする。

4 地方委員会は、第一項の規定により第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、第一項の審理対象者について同条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、当該意見その他の中項の規定による生活環境の調整の実施に必要な事項を通知するものとする。

害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。）から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情（以下この条において「意見等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。

（新設）

（新設）

(準用)

第四十二条 第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第二項から第五項まで及び第四十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第一百三十五条」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪又は刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条の三 第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第一百三十六条の二」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪又は刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中のとするとあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者（以下「保護観察対象者」という。）に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

一（三）（略）
四 刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の

(準用)

第四十二条 第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第二項から第五項まで及び第四十条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第一百三十五条」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条の三 第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第一百三十六条の二」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中のとするとあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者（以下「保護観察対象者」という。）に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

一（三）（略）
四 刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の

三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

（保護観察の実施方法）

第四十九条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

3 | 2

（略）
保護観察所の長は、保護観察を適切に実施するため、保護観察対象者の改善更生に資する援助を行う関係機関等に対し第三十条の規定により必要な情報の提供を求めるなどして、当該関係機関等との間の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（一般遵守事項）

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

- 一 （略）
二次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
イ・ロ （略）

（保護観察の実施方法）

第四十九条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2 （新設）
(略)

（一般遵守事項）

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

- 一 （略）
二次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
イ・ロ （略）

ハ 保護観察官又は保護司から、健全な生活態度を保持するために行はれ、又は継続している行動の状況、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることに関するとつた行動の状況、

被害者等の被害を回復し、又は軽減するためについた行動の状況その他の行動の状況を示す事実であつて指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。

2 三(5)五(略)

(特別遵守事項)

2 第五十五条(略)

特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五十二条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項に規定する処分がされることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

1(6)(略)

七 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援

(新設)

2 三(5)五(略)

(特別遵守事項)

2 第五十五条(略)

特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五十二条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項に規定する処分がされることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

1(6)(略)

(新設)

助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けること。

八 (略)

(指導監督の方法)

第五十七条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によつて行うものとする。

一 (略)

二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること（第四号に定めるものを除く。）。

三 (略)

四 保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けよう、必要な指示その他の措置をとること。

五 保護観察対象者が、当該保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること。

(略)

3 | 2 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同号に規定する援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないこ

(指導監督の方法)

第五十七条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によつて行うものとする。

一 (略)

二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。

三 (略)

(新設)

(新設)

2 (新設) (略)

保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同号に規定する援

助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないこ

とを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。ただし、第五十一条第二項第七号の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しない。

4 保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとつたときは、同号に規定する援助の状況を把握するとともに、当該援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

5 第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることと特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第四号に規定する措置をとつたときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

6 保護観察所の長は、第一項第五号に規定する措置をとる場合において、第三十八条第三項の規定により同項に規定する事項が通知され又は第六十五条第一項の規定により同項に規定する心情等を聴取したときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を踏まえるものとする。

(新設)

(新設)

(保護観察の実施者)

第六十一条 (略)

2 前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その

(保護観察の実施者)

第六十一条 (略)

2 前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の規定によ

他の適当な者に委託して行うことができる。

り更生保護事業を営む者その他の適當な者に委託して行うことができる。

(出頭の命令及び引致)

第六十三条 (略)

258 (略)

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第七十五条第一項の決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

10 (略)

(被害者等の心情等の聴取及び伝達)

第六十五条 保護観察所の長は、法務省令で定めるとこ

ろにより、保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等から、被害に関する心情、当該被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質その他の事情を考慮して相当でないと認

(出頭の命令及び引致)

第六十三条 (略)

258 (略)

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条第一項の決定又は第八十二条第五項の決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

10 (略)

(被害者等の心情等の伝達)

第六十五条 (新設)

めるべきは、この限りでない。

保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、前項の被害者等から、同項の規定により聴取した心情等の伝達の申出があつたときは、当該保護観察対象者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

保護観察所の長は、第一項の被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前二項の申出の受理及び第一項の規定による心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、前項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。

(指導監督の方法)

3

保護観察所の長は、第一項の被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前二項の申出の受理及び第一項の規定による心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、前項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。

(指導監督の方法)

2

保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前二項の申出の受理及び第一項の規定による心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、前項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。

第六十五条の三（略）

2 第五十七条第三項及び第四項の規定は前項各号に規定する措置について、同条第五項の規定は前項第二号に規定する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第三項及び第四項中「援助」とあるのは「医療又は援助」と、同条第五項中「第五十一条第二項第四号に規定する処遇」とあるのは「規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十二条第二項第四号に規定する処遇」と読み替えるものとする。

（削る）

（保護観察の一時解除）

第七十条（略）

3 2 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下」「一

第六十五条の三（略）

2 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該医療又は援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。

3 1 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとつたときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

4 1 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十二条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとつたときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わつたものとして実施することができる。

（保護観察の一時解除）

第七十条（略）

3 2 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下」「一

般遵守事項」という」とあるのは「第二号口及びハ並びに第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4
5
6

(略)

(保護観察の仮解除)

第八十一条 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者について、遵守事項及び生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、現に健全な生活態度を保持しており、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときにするものとする。

3
2
刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二

(略)

般遵守事項」という」とあるのは「第二号口及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4
5
6

(略)

(保護観察の仮解除)

第八十一条 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもつてするものとする。

3
2
刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二

(略)

項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及びハ並びに第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居」第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。」又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

5 4

保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、これらの規定による処分を取り消さなければならない。

(略)

(収容中の者に対する生活環境の調整)
第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下「収容中の者

項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及びハ並びに掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居」（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

5 4

地方委員会は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、これらの規定による処分を取り消さなければならぬ。

(略)

(収容中の者に対する生活環境の調整)
第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下この条において「

「と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることにより、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2
2
4
（略）

（勾留中の被疑者に対する生活環境の調整）

第八十三条の二 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認めたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

（新設）

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たつては、同項の被疑者の刑事上の手続に関与している検察官の意見を聴かなければならぬ。

3 保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、第一項の規定による調整を行うことができない。

（準用）
第八十四条 第六十二条第一項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について準用する。

て「収容中の者」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることにより、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2
2
4
（略）

（新設）

（準用）
第八十四条 第六十二条第一項の規定は、第八十二条第一項及び前条の規定による措置について準用する。

(更生緊急保護)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによつては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一（五）（略）

六 檢察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者

七（九）（略）

4 2
2・3 （略）

更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、第一項の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に六月を、その他ものについては更に一年六月を、それぞれ超えない範囲内においては

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによつては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一（五）（略）

六 訴追を必要としないと公訴を提起しない処分を

受けた者
七（九）（略）

4 2
2・3 （略）

更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことがで

(更生緊急保護)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによつては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一（五）（略）

六 訴追を必要としないと公訴を提起しない処分を

受けた者
七（九）（略）

4 2
2・3 （略）

更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲内において、これを行うことがで

これを行うことができる。

5・6 (略)

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第八十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたときも、同様とする。

2 檢察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。収容中の者について、必要があると認めるときも、同様とする。

3 (略)

第八十八条 保護観察所の長は、刑事訴訟法第四百八十二条又は第四百八十二条の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があつたときは、その者に対し、第五十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定の例により、適当と認める指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることがで

5・6 (略)

(更生緊急保護の開始等)

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。

2 檢察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。

3 (略)

第八十八条 保護観察所の長は、刑事訴訟法第四百八十二条又は第四百八十二条の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があつたときは、その者に対し、第五十七条第一項（第二号及び第三号を除く。）、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定の例により、適當と認める指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることがで

きる。

第五章の二 更生保護に関するその他の援助

(刑執行終了者等に対する援助)

第八十八条の二 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

(更生保護に関する地域援助)

第八十八条の三 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(新設)

(新設)

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（第七条関係）

改 正 案

目次

第一章・第二章	(略)
第三章 保護観察	
第一節 (第四節)	(略)
第五節 保護観察付執行猶予者	

第一款 通則(第七十八条の二—第八十一条)	
第二款 再保護観察付執行猶予者に関する特則	(第八十一条の二—第八十一条の五)

附 則

(委員長及び委員の罷免)

第九条 法務大臣は、委員長又は委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

254 (略)

(法定期間経過の通告)

第三十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、拘禁刑の執行のため収容している者について、刑法第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

現 行

目次

第一章・第二章	(略)
第三章 保護観察	
第一節 (第四節)	(略)
第五節 保護観察付執行猶予者 (第七十八条の二—第八十一条)	

(新設)	
(新設)	(第八十一条)

第四章 (第八章)	(略)
-----------	-----

附 則

(委員長及び委員の罷免)

第九条 法務大臣は、委員長又は委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

254 (略)

(法定期間経過の通告)

第三十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、刑法第二十八条又は少年法第五十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

(仮釈放及び仮出場の申出)

第三十四条 刑事施設の長又は少年院の長は、拘禁刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるとときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により拘禁刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき拘禁刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能な期間の満了により保護処分の執行のため収容する者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(仮釈放及び仮出場の申出)

第三十四条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるとときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつたこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能な期間の満了により保護処分の執行のため収容する者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(特別遵守事項の通知)

第五十五条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、拘禁刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能な期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項（釈放の時までに変更された場合には、変更後のもの）の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

第五節 保護観察付執行猶予者

第一款 通則

(保護観察の仮解除)

第八十一条 (略)

(特別遵守事項の通知)

第五十五条 (略)

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定期められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつたことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能な期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項（釈放の時までに変更された場合には、変更後のもの）の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

第五節 保護観察付執行猶予者

(新設)

(保護観察の仮解除)

第八十一条 (略)

2
5 (略)

6 | 2
5 | 5
刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を
仮に解除されている保護観察付執行猶予者が、同条第
一項の規定により保護観察に付された場合には、同条
第二項の規定による処分は、その効力を失う。

第二款 再保護観察付執行猶予者に関する特
則

(保護観察の実施方法)

第八十一条の二 刑法第二十五条の二第一項の規定によ
り保護観察に付されている期間中に更に同項の規定に
より保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下
「再保護観察付執行猶予者」という。）に対する保護
観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付
されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯
罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しな
ければならない。

(鑑別の求め)

第八十一条の三 保護観察所の長は、再保護観察付執行
猶予者について、保護観察に付されている期間中に更
に刑法第二十五条の二第一項の規定により付された保
護観察（次条において「再度の保護観察」という。）
の開始に際し、前条に規定する要因を的確に把握する
ため、少年鑑別所の長に対し、当該再保護観察付執行
猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察
の実施のために特に必要とは認められないときは、こ

2
5 (新設)
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

の限りでない。

(特別遵守事項)

第八十一条の四 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されていいる保護観察（刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この項及び次項において「先の保護観察」という。）において特別遵守事項が定められているときは、第五十二条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならない。ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるとときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更するとき、又は第五十三条第一項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は取り消さなければならぬ。ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

3 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の

(新設)

罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に同法第二十六条の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

(保護観察の仮解除)

第八十一条の五 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ハ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けける」とあるのは「守る」と、同号ロ中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは「その行状を把握するため必要なもの」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」とする。

(新設)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによつては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

- 一 拘禁刑又は拘留の刑の執行を終わった者
二 拘禁刑又は拘留の刑の執行の免除を得た者
三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け
四 前号に掲げる者のほか、拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者
五 拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつたもの

- 六 (略)
六 (略)
六 (略)

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによつては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

- 一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
四 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者
五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつたもの

- 六 (略)
六 (略)
六 (略)

改 正 案

（定義）

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業をいう。

2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一〇六 （略）

七 直ちに訴追を必要としないと認められ、刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた者

八〇十 （略）

3 この法律において「通所・訪問型保護事業」とは、前項に規定する者を更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への帰住、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

現 行

（定義）

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一〇六 （略）

七 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた者

八〇十 （略）

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4 生に必要な保護を行う事業をいう。
この法律において「地域連携・助成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行ふ公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業
- 二 第二項各号に掲げる者の改善更生に資する活動への地域住民の参加の促進を行う事業
- 三 宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に從事する者の確保、養成及び研修を行う事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業
- 5 この法律において「被保護者」とは、宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業における保護の対象者をいう。
- 6・7 (略)

(定款)
第十二条 (略)

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、改連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

- 5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。
- 6・7 (略)

(定款)
第十二条 (略)

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第

四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されるようしなければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 (略)

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む更生保護法人に譲渡することができる。

3 (略)

(宿泊型保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護

事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一・二 (略)

三 宿泊型保護事業の内容

四 (七) (略)

(認可の基準等)

第四十六条 (略)

2 前項の認可には、当該宿泊型保護事業の適正な運営を

四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されるようしなければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 (略)

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人に譲渡することができる。

3 (略)

(継続保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護

事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一・二 (略)

三 継続保護事業の内容

四 (七) (略)

(認可の基準等)

第四十六条 (略)

2 前項の認可には、当該継続保護事業の適正な運営を

を確保するためには必要と認める条件を付すことができる。

(認可に係る事項の変更及び事業の廃止)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 認可事業者（第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者をいう。以下同じ。）がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

(通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一〇四 (略)

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第四十八条 (略)

2 地方公共団体は、宿泊型保護事業を営もうとするとときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届

。確保するためには必要と認める条件を付すことができる

(認可に係る事項の変更及び事業の廃止)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 認可事業者（第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者をいう。以下同じ。）がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一〇四 (略)

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第四十八条 (略)

2 地方公共団体は、継続保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届

届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

3 地方公共団体は、通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を開始したときは、前条第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

(保護の実施)

第四十九条 宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

(協力依頼等)

第五十条 認可事業者又は第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業を営む更生保護法人は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(届出事業者に対する監督)

第五十六条の二 第五十一条、第五十二条、第五十五条及び前条の規定は、届出事業者（第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営む者をいう。以下同じ。）について準用する。

届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするととも、同様とする。

3 地方公共団体は、一時保護事業又は連絡助成事業を開始したときは、第四十七条の二第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

(保護の実施)

第四十九条 繼続保護事業又は一時保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

(協力依頼等)

第五十条 認可事業者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業を営む更生保護法人は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めのところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(届出事業者に対する監督)

第五十六条の二 第五十一条、第五十二条、第五十五条及び前条の規定は、届出事業者（第四十七条の二の届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営む者をいいう。以下同じ。）について準用する。

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

改 正 案

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 （略）

二 拘禁刑又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。）

四 拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

五（九） 拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

十 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）

第十六条第一項の規定による共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二十五条第二項の規定によりその

現 行

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 （略）

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。）

四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

五（九） 惩役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

十 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）

第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二十五条第二項の規定によりその

執行を受けることがなくなり、又は同法第二十一条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者

3
3
7
（略）

（役員の欠格事由）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一・二
（略）

三 前号に該当する者を除き、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四・五
（略）

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一・四
（略）

によりその執行を受けることがなくなり、又は同法第二十一条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者

3
3
7
（略）

（役員の欠格事由）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一・二
（略）

三 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四・五
（略）

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一・四
（略）

○ 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）（第十条関係）

改 正 案

目次

第一章～第四章 （略）

第五章 矯正教育

第一節 矯正教育の目的等（第二十三条・第二十三
条の二）

第二節～第四節 （略）

第六章～第二十二章 （略）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 受刑在院者 少年法第五十六条第三項の規定によ
り拘禁刑の執行を受けるため少年院に収容されてい
る者又は国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十
六号）第二十一条の規定により適用される少年法第
五十六条第三項の規定により国際受刑者移送法第十
六条第一項の規定による共助刑の執行を受けるため
少年院に収容されている者をいう。

四・五 （略）

（少年院）

第三条 少年院は、次に掲げる者を収容し、これらの者

現 行

目次

第一章～第四章 （略）

第五章 矯正教育

第一節 矯正教育の目的等（第二十三条）

第二節～第四節 （略）

第六章～第二十二章 （略）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 受刑在院者 少年法第五十六条第三項の規定によ
り懲役若しくは禁錮の刑の執行を受けるため少年院
に収容されている者又は国際受刑者移送法（平成十
四年法律第六十六号）第二十一条の規定により適用
される少年法第五十六条第三項の規定により国際受
刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑の執行を受
けるため少年院に収容されている者をいう。

四・五 （略）

（少年院）

第三条 少年院は、次に掲げる者を収容し、これらの者

。に対し矯正教育その他の必要な処遇を行う施設とする。

一 (略)
二 少年院において拘禁刑（国際受刑者移送法第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。次条第一項第四号及び第一百四十一一条第一項ただし書において同じ。）の執行を受ける者

(少年院の種類)

第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。

一(三) (略)

四 第四種 少年院において拘禁刑の執行を受ける者
五 (略)
第二十三条 (略)

(矯正教育の目的及び体系的実施)

2 (略)

(被害者等の心情等の考慮)

第二十三条の二 少年院の長は、矯正教育を行うに当たつては、被害者等（在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となつた犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある

。に対し矯正教育その他の必要な処遇を行う施設とする

一 (略)
二 少年院において懲役又は禁錮の刑（国際受刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑を含む。以下単に「刑」という。）の執行を受ける者

(少年院の種類)

第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。

一(三) (略)

四 第四種 少年院において刑の執行を受ける者
五 (略)
第二十三条 (略)

(新設)

2 (略)

場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この章及び第四十四条第三項において同じ。)の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

2 少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見(以下この章及び第四十四条第三項において「心情等」という。)を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

(生活指導)

第二十四条 (略)

2
3
(略)

4 少年院の長は、第一項の生活指導を行うに当たつては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び前条第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

(新設)

(生活指導)
第二十四条 (略)
2
3
(略)

5 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、前条第二項の規定により聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第一項の生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該在院者の改善更生を妨げるおそれがある

あるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当地ないと認めるときは、この限りでない。

(個人別矯正教育計画)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するに当たつては、法務省令で定めるところにより、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

5 少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者（以下「第五種少年院在院者」という。）について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前二項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

6 (略)

7 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

(鑑別のための少年鑑別所への収容)

第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三条第一項の規定により指定された矯正教育課程（同条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第一百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。）又は第三十四条第一項の規定により

(個人別矯正教育計画)

第三十四条 (略)

2・3 (新設)

4

少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者（以下「第五種少年院在院者」という。）について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

5 (略)

6 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

(鑑別のための少年鑑別所への収容)

第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三条第一項の規定により指定された矯正教育課程（同条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第一百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。）又は第三十四条第一項の規定により

策定された個人別矯正教育計画（同条第七項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）がその者にとつて適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2
（略）

（社会復帰支援）

第三百四十四条
（略）

3 | 2
少年院の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況、第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。
4 |
（略）

（受刑在院者の出院）

第一百四十七条 少年院の長は、受刑在院者が十六歳に達したときは、十六歳に達した日の翌日から起算して十四日以内に、その者を刑事施設の長に引き渡して出院させなければならない。ただし、その期間内に拘禁刑の執行が終了すべきときは、この限りでない。
2
（略）

策定された個人別矯正教育計画（同条第六項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）がその者にとつて適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2
（略）

（社会復帰支援）

第三百四十四条
（新設）
（略）

3 |
（略）

（受刑在院者の出院）

第一百四十七条 少年院の長は、受刑在院者が十六歳に達したときは、十六歳に達した日の翌日から起算して十四日以内に、その者を刑事施設の長に引き渡して出院させなければならない。ただし、その期間内に刑の執行が終了すべきときは、この限りでない。

第一百四十七条 院外委嘱指導を受け、又は第四十五条第一項の規定による外出若しくは外泊をした受刑在院者が、その院外委嘱指導の日又はその外出の日若しくは

第一百四十七条 院外委嘱指導を受け、又は第四十五条第一項の規定による外出若しくは外泊をした受刑在院者が、その院外委嘱指導の日又はその外出の日若しくは

外泊の期間の末日を過ぎて少年院に帰着しないときは
、一年以下の拘禁刑に処する。
(略)

外泊の期間の末日を過ぎて少年院に帰着しないときは
、一年以下の懲役に処する。
(略)

○ 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（第十一条関係）

改 正 案

（鑑別の実施）

第十六条（略）

2 鑑別対象者の鑑別を行うに当たっては、その者の性格、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行又は犯罪の状況、家庭環境並びに交友関係、在所中の生活及び行動の状況（鑑別対象者が在所者である場合に限る。）その他の鑑別を行うために必要な事項に関する調査を行うものとする。

3 （略）

（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）

第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。

一・二 （略）

三 懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者

四 更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法）

平成十四年法律第六十六号）第二十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪

現 行

（鑑別の実施）

第十六条（略）

2 鑑別対象者の鑑別を行うに当たっては、その者の性格、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境並びに交友関係、在所中の生活及び行動の状況（鑑別対象者が在所者である場合に限る。）その他他の鑑別を行うために必要な事項に関する調査を行うものとする。

3 （略）

（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）

第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。

一・二 （略）

三 懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者であつて、二

十歳未満のもの（新設）

を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されている者

2・3 （略）

第一百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

2・3 （略）

第一百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

○ 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）（第十二条関係）

改正案

（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）

第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行ふものとする。

一・二（略）

三 拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十
六号）第十六条第一項の規定により執行する共助

刑を含む。）の執行を受ける者

四 更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法第二十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されてい
る者

2・3（略）

第一百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、

現行

（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）

第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行ふものとする。

一・二（略）

三 懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者

四 更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十二条の規定によ
りみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されている者

2・3（略）

第一百三十二条 第七十九条第二項の規定により解放された在所者（刑法第九十七条に規定する者に該当するものに限る。）が、第七十九条第三項の規定に違反して少年鑑別所又は指定された場所に出頭しないときは、

一年以下の拘禁刑に処する。

一年以下の懲役に処する。

刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
- 二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
- 三 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際上は想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
- 五 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。
- 六 本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。
- 七 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。
- 八 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

九 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。

十 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。

十一 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開等を図るための十分な財政的措置を講ずること。

十二 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るために、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うこと。

刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。
- 二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。
- 三 第一項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。
- 四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。
- 六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。
- 七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。
- 八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。

と。

九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。

十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。

十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るために十分な財政的措置を講ずること。

十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るために、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。